

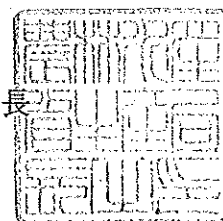


25生畜第309号

平成25年5月21日

公益社団法人日本馬事協会会長 殿

農林水産省生産局長



動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行について

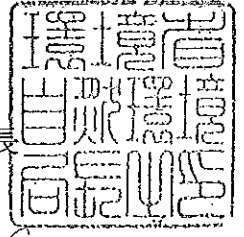
このことについて、別紙のとおり環境省自然環境局長から都道府県知事等に通知されましたので、貴団体においても御了知いただくとともに、関係者への周知をお願いいたします。



環自総発第 1305101 号
平成 25 年 5 月 10 日

農林水産省生産局長 殿

環境省自然環境局長



動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行について

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 79 号。以下「改正法」という。）は、第 180 回国会において成立し、平成 24 年 9 月 5 日に公布されたところである。改正法は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 24 年政令第 296 号）により、平成 25 年 9 月 1 日から施行されることとされている。

改正法の施行に向けて、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年環境省令第 8 号）等が制定され、改正法の施行の日から施行される。

改正法等の制定の趣旨及び改正の内容等は、別添のとおり都道府県知事等に通知したとおりであるが、については、貴省庁の諸機関への周知に御配慮願いたい。





環自総発第1305101号
平成25年5月10日

〔各都道府県知事〕
〔各指定都市の長〕 殿
〔各中核市の長〕

環境省自然環境局長

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行について

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号。以下「改正法」という。）は、第180回国会において成立し、平成24年9月5日に公布されたところである。改正法は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成24年政令第296号）により、平成25年9月1日から施行されることとされている。

改正法の施行に向けて、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成25年環境省令第8号）等が制定され、改正法の施行の日から施行される。

改正法等の制定の趣旨及び改正の内容等は、下記のとおりであるので御了知の上、改正法等の適切な施行に特段の御配慮をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 改正法制定の趣旨

平成17年に動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）の一部改正が行われてから約5年が経過したことから、この間の法の施行状況等を踏まえ、また、中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会において、平成23年12月にとりまとめられた「動物愛護管理のあり方検討報告書」を参考にし、動物の愛護及び管理のより一層の推進を図るため、議員立法により、以下の規定が盛り込まれた改正法が制定されたものである。

第2 改正の内容等

1 法の目的（第1条関係）

法の目的が、人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境への影響の防止だけでなく、動物の健康及び安全の保持を図ることの双方であることを明示し、「人と動物の共生する社会の実現」が法の目指すものであることを示したものである。

導入は見送られたところであるが、特に犬猫等の多頭飼育について、その実態を把握し、指導・監督を行うためには届出制は有用であることから、動物の健康及び安全の保持並びに動物による迷惑防止の観点から条例で定めることができる地方公共団体の措置として、多数の動物の飼養及び保管に係る届出制を明示したものである。

7 動物取扱業の規制の見直し（第10条から第24条まで関係）

平成17年の法改正により、動物取扱業者に対して、都道府県等への登録制が導入されたところであるが、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、次のとおり改正されたものである。

なお、営利を目的としない動物の取扱いを行う場合についての届出制が新設され、当該届出の対象業を「第二種動物取扱業」と定めたことから、これまでの「動物取扱業」は、「第一種動物取扱業」と改められる。

(1) 犬猫等販売業

第一種動物取扱業のうち、特に犬及び猫の繁殖・販売を行う事業者においては、飼養環境の個体へ与える影響が大きい幼齢期の個体を多く取り扱うこと、また、販売が困難となった場合を想定しないまま飼養を続けることにより、万一飼養が困難となった場合に動物の飼養環境及び周辺的生活環境へ与える影響が大きいことから、当該事業者を「犬猫等販売業者」とし、第一種動物取扱業としての登録に当たり、犬猫等健康安全計画の策定を求めるとともに、幼齢期の犬猫の取扱い等について追加的な義務を課すこととしたものである。

なお犬猫等販売業者は、犬又は猫その他環境省令で定める動物の販売を業として行う者のことをいうが、改正法施行時においては、犬又は猫の販売を業として行う者のみを対象とする。

① 犬猫等健康安全計画の策定（第10条第3項関係）

第10条第3項により、犬猫等販売業者は、第一種動物取扱業の登録に当たり、犬猫等の繁殖を行うかどうかの申請書への記載及び犬猫等健康安全計画の策定が求められる。

犬猫等健康安全計画には、a) 幼齢の犬猫等（繁殖を併せて行う場合にあっては、幼齢の犬猫等及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養する犬猫等をいう。以下同じ。）の健康及び安全を保持するための体制の整備、b) 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い、c) 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法について記載が必要であり、当該計画は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「施行規則」という。）第3条第1項及び第2項並びに第8条に定める基準に適合していること、幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持の確保上明確かつ具体的であること、販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱いが、終生飼養を確保するために適切なものであることが求められる。

具体的には、a) については、幼齢の犬猫等の飼養及び保管を行うための担当職員の具体的な役割分担及び獣医師との連携、b) については、販売が困難

販売又は販売の用に供するための引渡し又は展示が禁止される期間は、繁殖を行った犬又は猫が生後56日を経過するまでの間（生後56日以内）であるが、この期間については、法施行後平成28年8月31日までの間は、生後45日を経過するまでの間と、それ以降、別に法律に定める日までの間は、生後49日を経過するまでの間と読み替えて適用する。また、生まれた日は計算せず、生まれた次の日から1日として計算する。

「別に法律に定める日」は、改正法附則第7条第3項において、犬猫等販売業者の業務実態、犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築する観点から、犬や猫を親兄弟から引き離す理想的時期についての調査研究の結果とその社会一般及び事業者への浸透状況等を踏まえ、改正法の施行後5年以内に検討するものとしており、その結果に基づき、別に法律により規定される。そのため、平成28年9月1日から当該法に規定されるまでの間は、生後49日を経過するまでの間の繁殖業者による販売又は販売の用の供するための引渡しが禁止される。

④ 帳簿の備付け及び定期報告（第22条の6関係）

犬猫等販売業者は、その所有する犬及び猫の飼養状況を把握し、帳簿に記録するとともに、都道府県等に定期的に報告することが義務付けられた。これは都道府県等が、報告や、立入検査による帳簿の確認等により、犬猫等販売業者が、犬猫等健康安全計画を遵守しているかを確認できるようにするために設けられたものである。

帳簿については、個体ごとに記載することが求められており、当該帳簿については記載の日から5年間の保存が必要である。ただし、求めに応じて見ることが可能な状態であれば、電磁的方法により保存することを認める。なお、取引伝票や検案書等、帳簿の記載事項を証明する書類がある場合については、これを併せて保存するよう努めることとしている。

一方、定期報告については、毎年度、年度末から60日以内（5月30日まで）に当該年度の数について、定められた様式による報告が必要である。この場合において、当該年度内に新たに所有した数、引き渡した数、死亡した数については、それぞれ当該年度内の各月の数を報告させることとしている。

なお、改正法施行時に既に犬猫等販売業を行っている場合については、平成25年度における報告の対象期間は、平成25年9月1日から平成26年3月31日までの間とする。

当該定期報告又は立入検査等において、死亡数の増加等により不適正飼養や犬猫等健康安全計画の非遵守が疑われる場合にあつては、都道府県は、期間を指定して、当該期間内の犬及び猫の死亡事案について検案書及び死亡診断書の提出を命じることができることとされた。なお、「指定期間」とは、当該命令より後の期間であり、当該命令において、過去の死亡事案についての検案書等の提出を命じることとはできない。

(2) 対面説明及び現物確認の義務化（第21条の4関係）

購入しようとする動物をあらかじめ確認せず、またその飼養方法や飼養期間

規制対象は、人の居住部分と区分できる飼養施設を有する場合に限られ、「人の居住部分と区分できる」とは、専用の飼養施設を有する場合だけでなく、飼養のための部屋を設ける、又はケージ等により飼養場所が区分されている場合が含まれる。

さらに、飼養頭数についても下限が設けられており、牛、馬等の大型動物又は特定動物については3以上、犬、猫等の中型動物については10以上、それ以外の動物については50以上の数の飼養又は保管を予定している場合についてのみ規制対象となる。主な動物種による大型、中型、小型の違いについては別表に示すとおりである。なお、同一動物種による大きさの違いは考慮しない。大型動物及び中型動物を併せて10以上飼養又は保管する場合及び小型動物を含め併せて50以上飼養又は保管する場合についても届出の対象となる。

なお、届出の対象となるのは、あらかじめ、上記頭数以上を取り扱うことが想定される場合であり、繁殖等により上記頭数以上取り扱うことが想定される場合には、あらかじめ届け出ることが必要である。

改正法の施行の際に、届出の対象となる飼養施設を設置して動物の取扱いを行っている者は、改正法の施行日から60日以内（平成25年10月30日まで）に、届出をすることが必要である。

(2) 第二種動物取扱業の届出（第24条の2から第24条の4まで関係）

- ① 届出については、飼養施設を設置している場所ごとに、その所在地の都道府県知事に行うものとする。なお、届出義務は飼養施設の実態把握を目的とするものであることから、届出書の記載漏れ等の形式審査の上受理するものである。また届出に際し、その写し一通を併せて提出させることとしているのは、受領印等を押した上で、当該写しを届出をした者に返却し保管してもらうことにより、これを届出済であることの証明とすることを想定していることによるものである。
- ② 「主として取り扱う動物の種類及び数」については、犬、猫等取り扱う動物が具体的にわかる一般名又は種名を用い、「数」については、届出に係る飼養施設において飼養を行う予定頭数の上限値を記載することを求めるものである。なお、「主として」とは大型動物及び特定動物については年間1頭以上、それ以外の動物については年間2頭以上の取扱いを行う動物を記載することが求められるものである。
- ③ 飼養施設の場所が移転する場合には、事前に施行規則第10条の6の新規の届出及び事後に施行規則第10条の7第3項の飼養施設廃止の届出が必要である。なお、相続、合併等により飼養施設を承継した場合については、施行規則第10条の7第1項の変更の届出が必要である。

9 周辺の生活環境の保全等に係る措置（第25条関係）

- (1) 周辺の生活環境が損なわれている事態に関する第25条第1項における例示の付記は、これまで施行規則に記載されていたものを入念的に規定したものであ

これは、飼養保管及び施設の管理が十分でないことが、特定動物の逸走の一因になったことから、この徹底を促すためのものである。なお、既に許可を得ている者については、許可期限後も継続して飼養するための許可を申請する際にこれらの書類を提出すればよく、改正法施行後、別にこれらの書類の提出を求めるものではない。

また、水槽型施設及び擁壁式施設等における飼養又は保管方法について基準に追加するとともに、逸走防止のための定期的な確認・点検等の義務づけ等を追加した。

1.1 犬及び猫の引取り（第35条関係）

(1) 犬及び猫の引取りを拒否できる場合

第35条において、犬及び猫の引取りについては、都道府県等の義務とされているところであるが、一方で、終生飼養の原則に反する安易な引取依頼を抑制するために、各都道府県等において、基本指針等に基づき、事前に引取理由を調査する、飼い主に指導する等により、運用面で引取数の抑制に御尽力いただいているところである。

第7条第4項において、動物の所有者による終生飼養が努力義務として明記され、第22条の4において、犬猫等販売業者に終生飼養の確保が義務付けられるとともに、犬猫等健康安全計画に販売の用に供することが困難になった場合の犬猫等の取扱いの記載が求められることとなった。これを受け、法で終生飼養の確保が義務付けられた犬猫等販売業者からの引取りや、終生飼養の原則に反すると認められる犬及び猫の所有者からの引取り等については、都道府県等にその引取りを義務付けるべきではないことから、これらの場合についてその引取りを拒否できる旨のただし書が追加されたものである。

なお、第35条に基づく引取りは、犬及び猫による生活環境の保全上の支障を防止するために義務付けられたものであり、引取り拒否することにより、周辺的生活環境の保全に支障が生じる場合については、引き続き引取りを行うことが求められる。

また、各都道府県等において、施行規則に定められたものとは別に条例等により引取りが拒否できる場合を追加することを可能としている。

ただし、引取拒否に係る規定は、その所有者から求められた場合に限定されており、第35条第3項に規定する、拾得者等から引取りを求められた場合については、終生飼養の原則に照らして相当の事由がないと認められる場合とは言えないことから、当該規定は適用されない。

(2) 返還及び譲渡の推進

犬及び猫の引取りに当たっては、各都道府県等において、その返還・譲渡による殺処分数の削減に御協力いただいているところであるが、引き続き返還・譲渡を推進し、殺処分数の削減を目指すため、本規定が設けられたものである。

「所有者がいると推測されるもの」とは、首輪が付いている、体毛等の手入

別表

第二種動物取扱業における主な動物種による
大型、中型、小型の違いについて（例示）

| | 分類 | 主な対象動物 |
|-----|-------------------------|----------------------------------|
| 哺乳類 | 大型 (頭胴長おおよそ 1m 以上) | ウシ、シカ、ウマ、ロバ、イノシシ、ブタ、ヒツジ、ヤギ等、特定動物 |
| | 中型 (頭胴長おおよそ 50cm~1m) | イヌ、ネコ、タヌキ、キツネ、ウサギ等 |
| | 小型 (頭胴長おおよそ 50cm 以下) | ネズミ、リス等 |
| 鳥類 | 大型 (全長おおよそ 1m 以上) | ダチョウ、ツル、クジャク、フラミンゴ、大型猛禽类等、特定動物 |
| | 中型 (全長おおよそ 50cm~1m) | アヒル、ニワトリ、ガチョウ、キジ等 |
| | 小型 (全長おおよそ 50cm 以下) | ハト、インコ、オシドリ等 |
| 爬虫類 | 大型 | 特定動物 |
| | 中型 (全長おおよそ 50cm 以上) | ヘビ (全長おおよそ 1m 以上)、イグアナ、海ガメ等 |
| | 小型 (全長おおよそ 50cm 以下) | ヘビ (全長おおよそ 1m 以下)、ヤモリ等 |

※大きさは成体における標準的なサイズから判断する。